

新型コロナウイルスに関する今後の対応について

特定非営利活動法人 里山を考える会は、新型コロナウイルスに関する「福岡県緊急事態宣言（4月7日～5月14日）」を受けて、緊急事態措置を実施して参りました。

6月19日（金）より「北九州市環境ミュージアム」、「いきがい活動ステーション」、6月22日（月）「お試し居住事業」（他県移動を含む受け入れ）が再開いたします。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、引き続き十分な警戒が必要となります。業務上は、常にマスクを着用し不要不急な移動を控えるようお願いいたします。

今後とも引き続き本部の指示に従い「新型コロナウイルス感染症に関する対応と連絡の手順」に沿った対応を行い、発症の疑いがある場合は、「COVID-19 感染対策本部」まで速やかに連絡をお願いいたします。

1) 従業員の出勤について

- (1) 職員は当日出勤前に体温を自宅で検温、または出勤時に各職場で検温し、その結果を検温記録簿（添付資料参照）に記録すること。
体温が37.5度以上ある場合は出社を自粛し、その旨を所属部署の長に伝え、指示を仰ぐ。
- (2) 出勤する社員については、混雑時間帯の出退勤を避けた時差出勤を推奨する。
実施する場合は、必ず所属部署の長へ事前に申請を行い、許可を得る。
- (2) 屋外から室内への入室時は必ず「手洗いまたはアルコール消毒を行うこと」。
- (3) 出勤後に気分が悪くなった場合は、各部署に常備している体温計で検温し、37.5度以上ある場合は、速やかに帰宅する。帰宅の際には可能な限り、家族に自家用車で迎えに来てもらうこと。

2) テレワークについて

テレワークは、6月19日迄とし、今後必要な場合につき実施を許可する。

「テレワークを実施する場合」

- (1) テレワーク実施にあたって法人のパソコンを持ち出す場合は、書面で所属部署の長へ申請を行い承認を得ること。各部長は対策本部（総務）へ報告する。

- (2) 個人情報ならびに業務上守秘義務を有する情報の持ち出しは禁止する。
- (3) ホームページ等の一般公開されている情報の閲覧や調査等のみに法人のパソコンを使用する場合は、原則として持ち帰りの対象とはしない。
- (4) 個別事情については、所属長が対策本部と相談の上判断する。
- (5) 在宅勤務する場合は、業務の開始・終了をメール等の手段により所属部長に報告すること。

3) 会議について

- (1) 社外ならびに事業所内での会議は、WEB 会議等の方法を推奨する。
- (2) 引き続き大人数での会議は行わない、必要なソーシャルディスタンス（1.8m 程度など基準を明記）を確保する、GHH を使用して会議を行う、出席者全員（社外者を含む）マスクを着用する、窓を全開し換気を行いながらの会議を行うなど、感染予防措置を行うこととする。

3) 出張について

- (1) 国内外への出張が必要な場合は、所属部署の長に申請の上、承認を得て行う。

4) 期間中の連絡

- (1) 緊急事項の連絡は、別途規定する緊急連絡網に従って行う。
よって、携帯電話は受信時応答できるように極力常時携帯すること。
また、施策、期間等に変更が生じた場合は、全員に法人メールを利用して告知を行う。

以上